

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「くじけない楽観主義」とはノーベル化学賞受賞の根岸英一さんのモットーです。宮崎駿監督は「理想を失わない現実主義者にならないといけない」と言います。

今年、経営者は社員に、親は子に、教師は生徒に、夢を語れたでしょうか。指針を示せたでしょうか。勇気づけられたでしょうか。継続は夢を実現するための力になります。失敗は成長のパネとポジティブに考えることです。ケセラセラ、成るように成ります。

新しい年が皆様にとって佳き年でありませう、お祈り申し上げます。

私の書棚より

○航空券販売係や客室乗務員といった最前線の従業員の最初の15秒間の接客態度が、その航空会社全体の印象を決めてしまう。その15秒を「真実の瞬間」と呼んでいる。

○顧客本位の企業では、社員の役割分担が根本的にちがっている。機構は分権的で、これまで企業ピラミッドの底辺で命令に従っていた従業員に、責任が委ねられる。

「真実の瞬間」
ヤン・カルツン著 ダイヤモンド社

税務アンテナ

□平成23年度税制改正大綱が決定されました。相続税法の改正で、基礎控除は3,000万円+法定相続人数×600万円になります。税率は、最高税率を50%から55%に引き上げられます。これらの見直しは平成23年4月1日以後の相続税から適用されます。

贈与税の最高税率も50%から55%に引き上げられますが、20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の税率が緩和されます。相続時精算課税についても、受贈者の範囲に20歳以上の孫が加えられ、贈与者の年齢要件も65歳以上から60歳以上に拡大されます。これらの見直しは平成23年1月1日以後の贈与税から適用されます。

□法人が区分所有する賃貸マンションの管理費や修繕積立金について、管理組合へ支出した事業年度に全額損金算入が認められるか否かが争われた裁判で、福岡高裁は実際に費消された部分のみしか認められないとする判決を下しました。

今回のケースは、管理費の70%以上が余剰金として残っており、修繕積立金も算定根拠が合理的に算出しているとは認められないとして債務が確定しているとはいえないと認定したものです。

なお、この判決は最高裁に上告されており、現在係争中です。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

1月の税務スケジュール

10日	○12月分の源泉所得税の納付 (休日につき11日)
20日	○特例適用者の7月～12月分の源泉所得税の納付
31日	○11月決算法人の確定申告 ○23年5月決算法人の中間申告(予定申告) ○23年2月、5月、8月決算法人の消費税中間申告

31日	○1月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 ○源泉徴収票の交付 ○支払調書の提出 ○償却資産の申告 ○給与支払報告書の提出
-----	--

今月の贈る言葉『人に勝つより、自分に負けるな』 by 荒了寛